

# 山口県報

令和6年  
3月1日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………二
  - 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課)……………二
  - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………二
  - 山口県指定有形文化財の指定(文化振興課)……………二
  - 山口県指定天然記念物の指定の解除(文化振興課)……………二
- 公告
  - 令和六年度前期実施技能検定試験の実施(産業人材課)……………三
  - 令和六年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施(産業人材課)……………六
  - 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………九
  - 令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課)……………九
- 人委公告
  - 令和六年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施……………一〇
  - 令和六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施……………二〇
  - 令和六年度山口県警察官(男性)採用(B)試験(第一回)の実施……………二五
  - 令和六年度山口県警察官(女性)採用(B)試験(第一回)の実施……………二七
- 公安委規則
  - 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………一九



### 山口県告示第五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
近藤整形外科	光市室積一丁目七番一五号	令和五、一二、三一
医療法人社団光栄会小野田ライフケアクリニック	山陽小野田市高栄一丁目二番一〇号	〃 〃 〃
医療法人社団伊藤会伊藤医院	千代町二丁目一番一〇号	〃 〃 〃
ひろかね歯科クリニック	岩国市元町三丁目一〇番一六号	令和六、一、一五
周南市休日歯科診療所	周南市今宿町三丁目五五	令和四、三、三一
サンセル薬局	山口市駅通り二丁目三番三号	令和五、一二、二四

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
一般社団法人長門市医師会	長門市東深川八二六の二	訪問看護ステーションながと	長門市東深川八二六の二 令和四、三、三一

### 山口県告示第五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療機関	山口県知事 村岡 嗣 政	

医療法人ひろかね歯科クリ 岩国市元町三丁目一〇番一六号 令和六、一、六  
ニツク  
サンセル薬局 山口市駅通り二丁目二番一七号 令和五、一二、二四

山口県告示第五十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣政

医療 名称 所在地 指定辞退年月日  
しおかわ薬局 下松市栄町三丁目三番九号 令和六、一、三一

山口県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名 名称 所在地 廃止年月日  
徳本 一浩 わかば整骨院 山口市小郡新町六丁目五番三 令和五、四、二八

山口県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名 名称 所在地 指定年月日  
徳本 一浩 わかば整骨院 山口市大市町三番三九号 令和五、五、八

山口県告示第六十二号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	員数	所在の場所	所有者
大内氏故実書等関係資料（毛利家伝来） 付 納箱 四函 <sup>ぶ</sup>		一四点	防府市多々良二丁目二五番一 毛利博物館	公益財団法人 毛利報公会

山口県告示第六十三号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第三十八条第一項の規定により、次の山口県指定天然記念物の指定を解除する。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	指定地域	所有者
若月家の臥竜松	防府市大字大崎九三三番地の一	防府市大字大崎九三三番の一 のうち二〇七平方メートル	若月 伸彦



(三〇) 令和六年度前期実施技能検定試験の実施  
 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四  
 条第一項の規定により、令和六年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれら  
 の表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職 種	試 験 科 目
園 芸 装 飾	室内園芸装飾
造 園	造園工事
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
金 属 熱 処 理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 数値制御フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシニングセンタ
機 械 加 工	
金 属 プ レ ス 加 工	金属プレス
鉄 工	製缶 構造物鉄工
建 築 板 金	内外装板金 ダクト板金

工 場 板 金	曲げ板金 打出し板金
仕 上 げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
切 削 工 具 研 削	工作機械用切削工具研削
ダ イ カ ス ト	コールドチャンネルダイカスト
電 子 機 器 組 立 て	電子機器組立て
電 気 機 器 組 立 て	配電盤・制御盤組立て
鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装 鉄道車両現図
建 設 機 械 整 備	建設機械整備
婦 人 子 供 服 製 造	婦人子供注文服製作
家 具 製 作	家具手加工
建 具 製 作	木製建具手加工
印 刷	オフセット印刷
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	射出成形
石 材 施 工	石張り 石積み
酒 造	清酒製造
と び	とび
左 官	左官
タ イ ル 張 り	タイル張り
畳 製 作	畳製作

職種	試験科目	2 三級の技能検定	防	内	熱	サ	表	塗	フ
園芸装飾	室内園芸装飾	造園工事	防水施工	仕上げ施工	絶縁施工	ツシ施工	壁装	建築塗装 金属塗装	フラワー装飾
金熱処理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削盤 マシンングセンタ		ウレタンゴム系塗膜防水工事 アクリルゴム系塗膜防水工事 シリリング防水工事 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事 FRP防水工事 プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボルト仕上り工事 化粧フィルム工事		保温保冷工事	ビル用サッシ施工			
工場板金	曲げ板金 打出し板金								
仕上	機械組立仕上げ								
機械検査	機械検査								
電子機器組立て	電子機器組立て								

職種	試験科目	3 単一等級の技能検定	建築大工	とび	左官	化学分析	塗装	フラワー装飾
産業界洗浄	高圧洗浄		大工工事	とび	左官	化学分析	金属塗装	フラワー装飾
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事							
職種	試験科目							
<p>(一) 試験の方法</p> <p>(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。</p> <p>二 試験の期日</p> <p>(一) 実技試験 令和六年六月六日(木曜日) から同年九月八日(日曜日) までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>(二) 学科試験 1 一級及び二級の技能検定</p>								
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装							
機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕上げ施工	機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕上げ施工							
実施期日	令和六年八月十八日(日曜日)							
	令和六年八月二十五日(日曜日)							

園芸装飾 鋳造 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 鉄道車両製造 整備 石材施工 酒造 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	令和六年九月一日 (日曜日)
--	-------------------

職 種	実施期日
園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	令和六年七月十四日 (日曜日)
金属熱処理	令和六年八月十八日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定	職 種	実施期日
産業洗浄	令和六年八月十八日 (日曜日)	
路面標示施工	令和六年九月一日 (日曜日)	

三 試験の場所  
山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条の二に規定する者であること。
- (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
- (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
- (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

令和六年四月三日（水曜日）から同月十六日（火曜日）まで（郵送の場合は、四月十六日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）

七 山口県職業能力開発協会  
提出書類

- (一) 受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

- 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 一級及び二級の技能検定

職 種	手数料
婦人子供服製造	一万五千百円
園芸装飾 造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 鉄道車両製造 整備 建設機械整備 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル張り フラワー装飾 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 フラワー装飾	一万八千二百円

- 2 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和六年四月一日現在において二十歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者（以下「在留資格者」という。）を除く。）である場合）

職 種	手数料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	二千九百円

- 3 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和六年四月一日現在において二十歳以上の者である場合）

職 種	手数料
機械検査	五千円

園芸装飾 造園 左官 化学分析 機械加工 塗装 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	六千二百円
--	-------

4 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和六年四月一日現在において二十歳未満の雇用保険被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四十条第一項に規定する被保険者（実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者。）をいう。以下同じ。）（在留資格者を除く。）である場合）

園芸装飾 造園 左官 化学分析 機械加工 塗装 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	九千二百円
--	-------

5 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和六年四月一日現在において二十歳未満の者であつて、雇用保険被保険者以外の者（在留資格者を除く。）である場合）

園芸装飾 造園 左官 化学分析 機械加工 塗装 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	一万六千円
--	-------

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和六年四月一日現在において二十歳以上の者である場合）

園芸装飾 造園 左官 化学分析 機械加工 塗装 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	一万五千円
--	-------

7 単一等級の技能検定

職	種	手数料
---	---	-----

路面標示施工 産業洗浄	一万八千二百円
-------------	---------

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和六年五月三十日（木曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては令和六年八月三十日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年十月四日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県産業労働部産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三) 令和六年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和六年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験を次のとおり実施します。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施二級の技能検定

随時実施二級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

め 工 場 板 金	建 築 板 金	鉄 工	金 属 プ レ ス 加 工	機 械 加 工	機 械 加 工	さ く 井	職 種	試験科目	2 随時実施三級の技能検定 随時実施三級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下 欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。	防 水 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	鉄 筋 施 工	と び	プ ラ ス チ ック 成 形	機 械 加 工	職 種	試験科目

左 官	と び	か わ ら ぶ き	建 築 大 工	水 産 練 り 製 品 製 造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パ ン 製 造	強 化 プ ラ ス チ ック 成 形	プ ラ ス チ ック 成 形	紙 器 ・ 段 ボ ール 箱 製 造	家 具 製 作	婦 人 子 供 服 製 造	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	電 気 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	ダ イ カ ス ト	機 械 検 査	仕 上 げ	アルミニウム陽極酸化処理
左官	とび	かわらぶき	大工工事	かまほこ製品製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	手積み積層成形	射出成形 インフレーション成形 ブロー成形	印刷箱打抜き 段ボール箱製造	家具手加工	婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	機械検査	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	陽極酸化処理

工	塗	表	サ	熱	内	防	コ	鉄	型	配	タ
業	装	装	ッ	絶	装	水	ン	筋	枠	管	イ
包	装	装	シ	緑	仕	施	ク	施	施		ル
装	装	装	施	施	上	工	リ	工	工		張
工業包装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装	壁装	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	鋼製下地工事 ボルト仕上り工事	シーリング防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管 プラント配管	タイル張り

3 基礎級の技能検定

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

- 二 試験の期日
  - 山口県職業能力開発協会が指定する日
- 三 試験の場所
  - 山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格
  - (一) 随時実施二級の技能検定
    - 受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定の実技試験に合格した者であること。
  - (二) 随時実施三級の技能検定
    - 受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。
- (二) 基礎級の技能検定
  - 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付
  - 随時受け付ける。
- 六 受検申請書の提出先
  - 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）
  - 山口県職業能力開発協会
- 七 提出書類
  - (一) 随時実施二級の技能検定
    - 受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書又は実技試験合格通知書の写し
  - (二) 随時実施三級の技能検定
    - 受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し
- (三) 基礎級の技能検定
  - 受検申請書
- 八 受検手数料
  - 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
  - (一) 学科試験にあつては、三千百円
  - (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
    - 1 随時実施二級の技能検定



職	種	手数料
機械加工	プラスチック成形 とび 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工	一万八千二百円

2 随時実施二級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手数料
機械検査	婦人子供服製造	五千円

3 随時実施二級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

職	種	手数料
機械検査	婦人子供服製造	五千円

職	種	手数料
機械検査	婦人子供服製造	一万五千円

4 基礎級の技能検定

職	種	手数料
基礎級	基礎級	一万八千二百円

職	種	手数料
機械検査	婦人子供服製造	一万五千円

職	種	手数料
基礎級	基礎級	一万八千二百円

筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サツ
シ施工	ウエルポイント施工	表装	塗装	工業包装	

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。
- 十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」、「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二一八六四六）にすること。

(三二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営川東西地区経営体育成基盤整備事業

二 工事完了の時期

令和二年一月九日

(三三) 令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行われます。

令和六年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

区分	科目	日 時	
		日	時
二級建築士試験	製図	令和六年九月十五日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで
	学科	令和六年七月七日(日曜日)	午前十時十分から午後五時二十分まで
木造建築士試験	製図	令和六年七月二十八日(日曜日)	午前十時十分から午後五時二十分まで
	学科	令和六年十月十三日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二

山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

設計製図

四 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受験の申込み

(一) 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaetc.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である場合等)は、令和六年四月八日(月曜日)までに、東京都千代田区紀尾井町三丁目六番公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話〇五〇一三〇三三三―三八二二)に申し出ること。

(二) 受付期間及び受付時間

令和六年四月一日(月曜日) 午前十時から同月十五日(月曜日) 午後四時まで

六 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

七 その他

令和六年八月二十六日(月曜日)頃

(二) 最終合格者

令和六年十二月五日(木曜日)頃

(一) 試験案内のほか、受験の申込み方法の詳細については、令和六年三月一日から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて掲載する。

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、令和六年六月十二日(水曜日)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公開する。



公 告

令和六年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施

令和六年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

令和六年三月一日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区 分	採 用 予 定 人 員
一般	三五人程度
サイバー犯罪捜査	二人程度(令和六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)のサイバー犯罪捜査の区分の採用予定人員を合計した人員とする。)

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成三年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は令和七年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験(一般に限る。)

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

(2) 資格等審査(一般に限る。)

武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

(3) 基礎能力検査及び性格検査(サイバー犯罪捜査に限る。)

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての択一式による試験及び性格等に関する検査を行います。

2 日時

(1) 一般

令和六年五月十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

(2) サイバー犯罪捜査

令和六年五月一日(水曜日)から同月十二日(日曜日)まで

3 場所

(1) 一般

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(2) サイバー犯罪捜査

全国のテストセンター会場のうち受験者が希望する会場

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 専門試験(サイバー犯罪捜査に限る。)

専門的知識及び技術について、択一式による筆記試験及び口述試験を行います。

(4) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(5) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験並びに専門試験(筆記試験に限る。)

日時 令和六年六月八日(土曜日)  
場所 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査並びに専門試験(口述試験に限る。)

令和六年六月十日(月曜日)から同年七月二日(火曜日)までの間で山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせいたします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

基礎能力検査 一〇〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

専門試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和六年五月二十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和六年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせいたします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で

す。

(二) 採用は、原則として令和七年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和六年三月一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和六年三月二十五日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受付の期間及び時間

令和六年三月一日(金曜日)午前九時から同年四月八日(月曜日)まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

令和六年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

令和六年三月一日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区分	採用予定人員
一般	一二人程度
サイバー犯罪捜査	二人程度(令和六年度山口県警察官(男性)採用(A試験(第一回)のサイバー犯罪捜査の区分の採用予定人員を合計した人員とする。)

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成三年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は令和七年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

- (1) 教養試験(一般に限る。)  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- (2) 資格等審査(一般に限る。)  
武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するか

どうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

(3) 基礎能力検査及び性格検査(サイバー犯罪捜査に限る。)

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての択一式による試験及び性格等に関する検査を行います。

2 日時

(1) 一般

令和六年五月十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

(2) サイバー犯罪捜査

令和六年五月一日(水曜日)から同月十二日(日曜日)まで

3 場所

(1) 一般

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(2) サイバー犯罪捜査

全国のテストセンター会場のうち受験者が希望する会場

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

- (1) 論文試験  
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
  - (2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
  - (3) 専門試験(サイバー犯罪捜査に限る。)  
専門的知識及び技術について、択一式による筆記試験及び口述試験を行います。
  - (4) 身体検査  
医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- なお、検査には、次のような基準があります。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である

こと。

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴 力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(5) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験並びに専門試験（筆記試験に限る。）

日時 令和六年六月八日（土曜日）

場所 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査並びに専門試験（口述試験に限る。）

令和六年六月十日（月曜日）から同年七月二日（火曜日）までの間で山口県

警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点  
第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

基礎能力検査 一〇〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

専門試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の発表  
(一) 第一次試験合格者

令和六年五月二十二日（水曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和六年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和七年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和六年三月一日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一

号（郵便番号七五三―八五〇―一）に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四

センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和六年三月二十五日（月曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受付の期間及び時間

令和六年三月一日（金曜日）午前九時から同年四月八日（月曜日）まで

九 その他  
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三一九三三〇一〇一〇）に問い合わせてください。

公 告

令和六年度山口県警察官（男性）採用(B)試験（第一回）の実施  
令和六年度山口県警察官（男性）採用(B)試験（第一回）を次のとおり実施します。  
令和六年三月一日  
山口県人事委員会

一 採用予定人員	採用予 定 人 員
区 分	八人程度
一般	二人程度（令和六年度山口県警察官（女性）採用(B)試験（第一回）のサイバー犯罪捜査の区分の採用予定人員を合計した人員とする。）
サイバー犯罪捜査	

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

- (一) 平成三年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた男性が受験できます。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は大学等若しくは同法に規定する高等学校（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む。）に在籍している者は、受験できません。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

- (1) 教養試験（一般に限る。）  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。
- (2) 資格等審査（一般に限る。）  
武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。
- (3) 基礎能力検査及び性格検査（サイバー犯罪捜査に限る。）  
言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての択一式による試験及び性格等に関する検査を行います。

2 日時

- (1) 一般  
令和六年五月十二日（日曜日）  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試 験 午前十時から午後零時まで
- (2) サイバー犯罪捜査  
令和六年五月一日（水曜日）から同月十二日（日曜日）まで

3 場所

- (1) 一般  
下 関 市 下関市立大学  
山 口 市 山口県立大学  
周 南 市 山口県周南総合庁舎
- (2) サイバー犯罪捜査  
全国のテストセンター会場のうち受験者が希望する会場

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験並びに専門試験（筆記試験に限る。）

日時 令和六年六月八日（土曜日）

場所 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査並びに専門試験（口述試験に限る。）

令和六年六月十日（月曜日）から同年七月二日（火曜日）のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

基礎能力検査 一〇〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

専門試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和六年五月二十二日（水曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和六年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日）以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給手

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和七年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和六年三月一日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三三八五〇二））に請求してください。郵便で請求する場合は、



封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書き、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和六年三月二十五日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせてください。

(三) 受付の期間及び時間

令和六年三月一日(金曜日)午前九時から同年四月八日(月曜日)まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和六年度山口県警察官(女性)採用(B)試験(第一回)の実施

令和六年度山口県警察官(女性)採用(B)試験(第一回)を次のとおり実施します。

令和六年三月一日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区 分	採 用 予 定 人 員
一 般	三人程度
サイバー犯罪捜査	二人程度(令和六年度山口県警察官(男性)採用(B)試験(第一回)のサイバー犯罪捜査の区分の採用予定人員を合計した人員とする。)

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成三年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた女性を受験できます。

ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等若しくは同法に規定する高等学校(山口県人事委員会がこれを同等と認めるものを含む。)に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

- (1) 教養試験  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。
- (2) 資格等審査  
武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

(3) 基礎能力検査及び性格検査(サイバー犯罪捜査に限る。)

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての択一式による試験及び性格等に関する検査を行います。

2 日時

(1) 一般

令和六年五月十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

(2) サイバー犯罪捜査

3 場所 令和六年五月一日(水曜日)から同月十二日(日曜日)まで

(1) 一般

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(2) サイバー犯罪捜査

全国のテストセンター会場のうち受験者が希望する会場

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験並びに専門試験(筆記試験に限る。)

日時 令和六年六月八日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査並びに専門試験(口述試験に限る。)

令和六年六月十日(月曜日)から同年七月二日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

口述試験については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

基礎能力検査 一〇〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

専門試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和六年五月二十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和六年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和七年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命さ

れ、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置され  
ます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条  
例第二号)別表第二の公安職給料表の一般七号給の給料月額が支給されるほか、扶  
養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じ  
て支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和六年三月一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一  
号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、  
封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った  
宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四  
センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをす  
ることができない場合は、令和六年三月二十五日(月曜日)までに山口県人事委員  
会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受付の期間及び時間

令和六年三月一日(金曜日)午前九時から同年四月八日(月曜日)まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警  
務課(電話〇八三―九三三―〇一〇)に問い合わせてください。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次の  
ように改正する。

第二条第二項中「五課」を「四課」に、  
「「人身安全対策課  
少年課  
生活環境課  
」を「「人身安全・少年課  
生活安全捜査課  
」  
に改め、同条第七項中「企画室を」の下に「、警務部厚生課に健康管理室を」を加え  
る。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分第五号から第十四号までの規定中「生活環  
境課」を「生活安全捜査課」に改め、同部分第十五号及び第十六号中「少年課及び生活  
環境課」を「人身安全・少年課及び生活安全捜査課」に改め、同部分第十七号中「生活  
環境課」を「生活安全捜査課」に改め、同項人身安全対策課に関する部分中「人身安全  
対策課」を「人身安全・少年課」に改め、同部分に次の六号を加える。

十一 少年非行の防止に関すること。  
十二 少年指導委員に関すること。

十三 少年の補導に関すること。

十四 少年相談に関すること。

十五 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する  
こと。

十六 少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。

第四条第二項少年課に関する部分を削る。

第四条第二項生活環境課に関する部分中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改  
め、同部分第七号中「(少年課の主管に属するものを除く。)」を削り、同部分中第十  
二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 少年犯罪の捜査に関すること。

十三 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

第四条第四項組織犯罪対策課に関する部分第一号中「の取締り」を「対策」に改め、  
同部分第二号中「情報の収集」を「資料及び情報の収集、整理」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁